

令和 6 年

第 4 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第 1 号（令和 6 年第 4 回海老名市議会定例会第 1 日）

令和 6 年 1 2 月 2 日（月）午前 9 時 3 0 分開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 7 0 号 | 海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 7 1 号 | 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 7 2 号 | 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について |
| 日程第 4 | 議案第 7 3 号 | 海老名市コミュニティ防災センター条例の廃止について |
| 日程第 5 | 議案第 7 4 号 | 指定管理者の指定について（海老名市有料自転車等駐車場） |
| 日程第 6 | 議案第 7 5 号 | 指定管理者の指定について（海老名駅自由通路及び海老名中央公園） |
| 日程第 7 | 議案第 7 6 号 | 指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市立わかば会館） |
| 日程第 8 | 議案第 7 7 号 | 市道の路線廃止について（市道 6 1 5 号線ほか 2 路線） |
| 日程第 9 | 議案第 7 8 号 | 市道の路線認定について（市道 6 1 5 号線ほか 3 路線） |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 9 号 | 土地の無償貸付について（海老名市役所南側公私連携型保育所敷地） |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 0 号 | 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 1 号 | 海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 2 号 | 海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |

- 日程第 1 4 議案第 8 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 8 4 号 令和 6 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 5 号 令和 6 年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 6 号 令和 6 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 7 号 令和 6 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第 3 号）

議案第 70 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

フレックスタイム制勤務を導入するとともに、休暇制度等の充実を図りたいため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「に規定する週休日（以下「週休日」を「第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに同条例第3条第3項及び第5条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「週休日等」に改める。

第7条第2項第1号中「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者」に改める。

第12条第4項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条第5項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は同条例第3条第3項及び第5条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第13条第1項中「週休日」を「週休日等」に改める。

(海老名市一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「ある者」の次に「又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者」を加える。

(海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 条及び第 1 5 条（これらの規定を）」を「第 1 4 条（」に改める。

第 2 条第 5 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 2 号中「ある者」の次に「又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者」を加える。

第 1 6 条の表第 5 条第 1 1 項の項を削り、同表第 6 条第 4 項及び第 1 2 条第 3 項の項中「第 1 2 条第 3 項」を「第 1 2 条第 4 項」に改める。

第 1 7 条の表第 3 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項、第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 1 条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 3 条第 2 項ただし書の項の次に次のように加える。

第 3 条第 3 項	次条の規定の適用を受ける職員及び地方 公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規 定するパートタイム会計年度任用職員	育児短時間勤務職 員
------------	--	---------------

第 2 0 条の表第 5 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項の項中「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 2 号。以下「育児休業条例」という。）第 1 7 条の規定により読み替えられた勤務時間条例第 2 条第 1 項の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）」を「算出率」に、同表第 1 7 条の 3 の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 1 9 条第 1 項の項を削る。

第 2 1 条の表第 2 条第 1 項の項中「1 0 時間から 1 9 時間 2 0 分」を「1 9 時間 2 5 分から 2 4 時間 3 5 分」に改め、同表第 3 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項、第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 1 条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表に次のように加える。

第 3 条第 3 項	次条の規定の適用を受ける職員及び地方 公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規	短時間勤務職員
------------	---	---------

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条第30項」に改める。

(海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の次に「（第3項及び第5条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員（次条の規定の適用を受ける職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、第1項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条第3項を次のように改める。

3 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一

齊に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第9条の3第1項中「職員が、規則の定めるところにより、その」を削り、「、児童福祉法」を「又は児童福祉法」に改め、「である職員」の次に「若しくは同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）」を加え、「この条、次条及び第17条において同じ。）」を「同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子」に改め、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号中「のある職員であって、規則で定めるもの」を削り、同条第2項中「職員が、規則の定めるところにより、その」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員若しくは同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該」に改める。

第9条の4第1項中「職員の配偶者」を「当該職員の配偶者（届出をしないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者を含む。以下同じ。

）」に改め、「この項において」を削り、同条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「職員の配偶者」を「当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者を含む。以下同じ。

）」に改め、「この項において」を削り、「、第2項」を「及び第2項」に、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第12条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第17条第1項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第17条の3 子育て部分休暇は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）を除き、満9歳に達する日の属する年度の3月31日までの間（規則で定める場合にあっては、満12歳に達する日の属する年度の3月31日までの間）にある子を養育する職員の申出に基づき、任命権者が、規則の定めるところにより、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

3 任命権者は、子育て部分休暇の承認を受けている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

第18条中「前3条」を「前4条」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

（海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「に規定する週休日」を「、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに同条例第3条第3項及び第5条第3項において読み替えて準用する同条例第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を開始日とする第4条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振りを行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

3 施行日以後の日を開始日とする第4条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の3の規定による請求、同条例第9条の4の規定による請求、同条例第17条の規定による請求、同条例第17条の2規定による請求又は同条例第17条の3の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

議案第 7 1 号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める
条例の一部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

副食費の上限額を見直したいため

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める
条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例（平成
27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「4,500円」を「4,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 2 号

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

神奈川県において宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を行うことに伴い、廃止したいため

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成８年条例第１９号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「廃止条例」という。）第６条第１項又は第９条の許可を受けて行われている土砂埋立行為及び当該土砂埋立行為に伴う廃止条例第７条に掲げる必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）に係る廃止条例第４条及び第６条から第１５条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立行為等に係る土砂埋立区域（以下「土砂埋立区域等」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「法」という。）第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項又は第３５条第１項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該許可に係る土地の区域については、前項の規定は、適用しない。
- 4 第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立区域等の全部又は一部を含む土地の区域において法第２０条第２項から第４項まで、法第２３条第１項若しくは第２項、法第３９条第２項から第４項まで若しくは法第４２条第１項若しくは第２項の規定による命令又は法第２０条第５項（法第２３条第３項において準用する場合を含む。）若しくは法第３９条第５項（法第４２条第３項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該命令又

は災害防止措置に係る土地の区域については、第2項の規定は、適用しない。

- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 7 3 号

海老名市コミュニティ防災センター条例の廃止について

海老名市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市コミュニティ防災センターを廃止したいため

海老名市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例

海老名市コミュニティ防災センター条例（昭和５９年条例第１５号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 7 4 号

指定管理者の指定について（海老名市有料自転車等駐車場）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市有料自転車等駐車場の指定管理者を指定したいため

指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名駅東口第2有料自転車駐車場	海老名市中央三丁目1491番地1先
海老名駅東口第3有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目1148番地
海老名駅西口第1有料自転車駐車場	海老名市扇町1076番地1
海老名駅西口第2有料自転車駐車場	海老名市扇町115番
海老名駅西口第3有料自転車・原動機付自転車駐車場	海老名市上郷762番地
海老名駅西口第4有料自転車・原動機付自転車駐車場	海老名市めぐみ町1154番地

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

小田急電鉄・NCD共同企業体

代表団体 小田急電鉄株式会社

取締役社長 鈴木 滋

東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

構成団体 NCD株式会社

代表取締役社長 下條 治

東京都品川区西五反田四丁目32番1号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 75 号

指定管理者の指定について（海老名駅自由通路及び海老名中央公園）

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名駅自由通路及び海老名中央公園の指定管理者を指定したいため

指定管理者の指定

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名駅自由通路	海老名市めぐみ町５０７番地の１
海老名中央公園	海老名市中央一丁目２９１番地の３

2 指定管理者となる団体の名称及び住所

海老名指定管理グループ

代表団体 小田急電鉄株式会社

取締役社長 鈴木 滋

東京都渋谷区代々木二丁目２８番１２号

構成団体 株式会社小田急ビルサービス

取締役社長 菅澤 一郎

東京都渋谷区代々木二丁目２８番１２号

構成団体 株式会社小田急エージェンシー

取締役社長 山口 淳

東京都新宿区西新宿二丁目７番１号

構成団体 相鉄企業株式会社

取締役社長 斉藤 淳

神奈川県横浜市西区北幸二丁目９番１４号

構成団体 株式会社小田急ＳＣディベロップメント

取締役社長 細谷 和一郎

東京都新宿区西新宿二丁目７番１号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 7 6 号

指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市立わかば会館）

別紙のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいため、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市立わかば会館の指定管理者の指定の期間を変更したいため

指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名市立わかば会館	海老名市中新田 3 8 3 番地の 1

2 指定管理者の団体の名称及び住所

社会福祉法人県央福祉会

理事長 柴田 琢

神奈川県大和市柳橋 5 丁目 3 番 1 号

3 指定の期間の変更

「平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

指定管理者の指定の期間の変更について

1 指定の期間を変更したい理由

海老名市立わかば会館は、平成3年4月に開館し、障がい児等を対象に療育を提供する「海老名市立わかば学園」、身体障がい者や知的障がい者を対象とした障がい福祉サービスを提供する「海老名市立わかばケアセンター」の他、相談支援事業所や地域活動支援センター機能、更に貸館機能を有する施設となっている。

令和5年3月に「海老名市立わかば会館における今後のあり方検討会」を発足し、現状の施設規模では増加する障がい児・者の対応が困難となる状況に対し、成人生活介護事業の社家地域移転、地域活動支援センター・相談支援事業の移転、子どもに関する支援の充実とHUGHUGゾーンとしての連携等、検討がなされた。

当該検討会の検討結果及び関係所管課での事業実施状況を踏まえ、子どもを中心とした施設として様々な新規事業を再編し、事業の運営方法や担い手、障がいや子育て支援関係機関との有機的な連携体制について、さらなる検討が必要となっている。

以上のことから、施設運営の実態を把握し、現在の指定管理者及び関係機関の意見も聴取しながら、今後の施設運営について検討を行いたいため、指定管理期間を令和9年3月31日までとしたいものである。

2 その他

事業者及び事業内容については、同一のまま2年間延長することとしたい。

議案第 77 号

市道の路線廃止について（市道 615 号線ほか 2 路線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、別紙の市道の路線を廃止する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、路線を廃止したいため

市道の路線廃止

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	6 1 5	門沢橋一丁目124番 1 地先 }	2. 00 }	566. 77
		本郷字下河内5134番 2 地先	12. 60	
2	2 6 2 0	柏ヶ谷五丁目386番26地先	6. 00	24. 10
		}	}	
		柏ヶ谷五丁目386番45地先	10. 27	
	2 6 2 1	柏ヶ谷五丁目386番25地先	6. 00	72. 85
		}		
		柏ヶ谷五丁目386番39地先		

案内図

図No.1



【廃止理由】

市道615号線：一部払下げのため

案内図

図No.2



【廃止理由】

市道2620号線、市道2621号線：開発事業による道路新設の認定に伴う路線整理のため

議案第 78 号

市道の路線認定について（市道 615 号線ほか 3 路線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、路線を認定したいため

市道の路線認定

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	6 1 5	門沢橋一丁目86番7地先 }	2.00 }	484.49
		本郷字下河内5134番2地先	12.60	
2	2 6 2 0	柏ヶ谷五丁目386番26地先	6.00	86.00
		}	}	
		柏ヶ谷五丁目386番39地先	10.27	
	2 6 2 1	柏ヶ谷五丁目386番28地先	6.00	87.70
		}	}	
		柏ヶ谷五丁目385番20地先	25.05	
3	2 7 7 3	中新田四丁目1048番3地先	8.92	57.93
		}	}	
		中新田一丁目2302番8地先	27.64	

案内図

図No.1

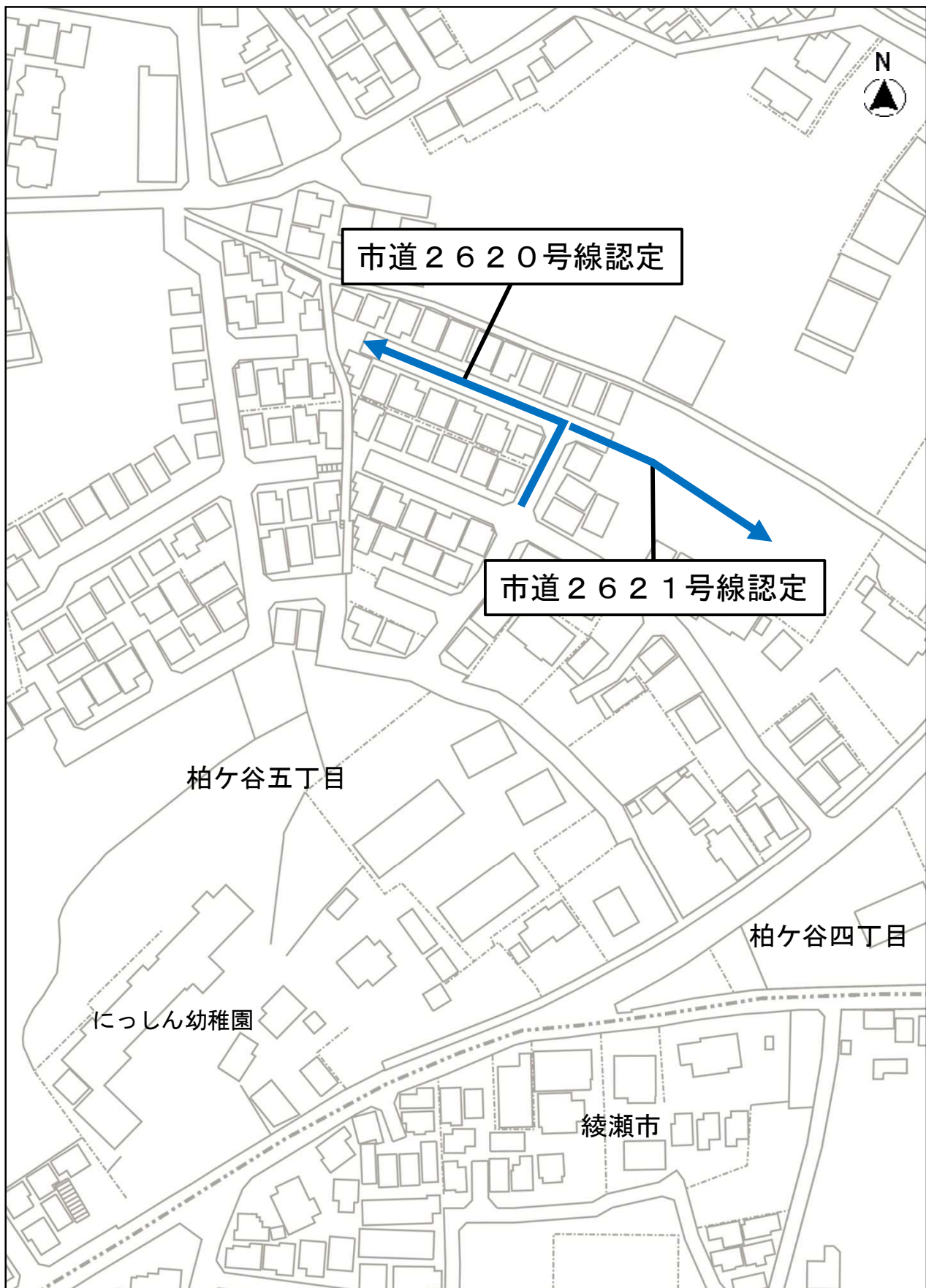


【認定理由】

市道 6 1 5 号線：一部払下げに伴う再認定のため

案内図

図No.2



【認定理由】

市道2620号線、市道2621号線：開発事業による道路新設の認定に伴う路線整理のため

案内図

図No.3



【認定理由】

市道2773号線：県道43号藤沢厚木の市道移管に伴う認定のため

議案第 79 号

土地の無償貸付について（海老名市役所南側公私連携型保育所敷地）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項の規定により、別紙のとおり土地を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を得た上、土地を無償で貸し付けたいため

1 無償貸付する土地の所在及び面積

所在 神奈川県海老名市勝瀬 1 7 5 番地の 1 の一部

面積 7 7 2 . 1 4 平方メートル

2 無償貸付の目的

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 6 条の 8 第 1 項に規定する公私連携型保育所を海老名市役所南側に設置することについて、本市とリース会社とで園舎の賃貸借契約を締結したところであるが、今後、リース会社が建築する当該園舎を本市において賃借し、さらに、当該園舎を同項の規定により指定された公私連携保育法人（以下「保育事業者」という。）に貸し付けることに伴い、当該保育所の敷地となる上記 1 の土地を、建築した園舎を所有するリース会社（以下「建物所有者」という。）及び保育事業者に無償で貸し付けたいため

3 無償貸付の相手方

（1）建物所有者

神奈川県厚木市中町 4 丁目 8 番 9 号 トラストワンビル 1 1

立川ハウス工業株式会社厚木営業所

所長 川 内 明 彦

（2）保育事業者

神奈川県厚木市旭町 3 丁目 7 番 3 号

社会福祉法人新考会

理事長 湯 浅 和 明

4 無償貸付の期間

契約又は協定の締結の日から令和 1 7 年 8 月 3 1 日まで

議案第 80 号

海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を海老名市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市杉久保北二丁目（以下略）

氏 名 藤 吉 ひとみ

生 年 昭和 33 年

提案理由

現委員平井照江氏の任期満了（令和 6 年 12 月 13 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

藤 吉 ひとみ 略歴

年月	学歴・職歴
昭和56年 3 月	大学人文学部卒業
昭和56年 4 月から 昭和57年 3 月まで	大和市立小学校臨時的任用職員
昭和57年 4 月から 昭和57年 9 月まで	海老名市立小学校臨時的任用職員
昭和57年10月から 平成20年 3 月まで	海老名市立小学校教諭
平成20年 4 月から 平成21年 3 月まで	海老名市教育委員会学校教育課主幹兼指導主事
平成21年 4 月から 平成22年 3 月まで	海老名市教育委員会学校支援課主幹兼指導主事
平成22年 4 月から 平成25年 3 月まで	海老名市立有鹿小学校教頭
平成25年 4 月から 平成26年 3 月まで	海老名市立杉本小学校教頭
平成26年 4 月から 平成31年 3 月まで	海老名市立杉本小学校校長
平成31年 4 月から 現在まで	海老名市教育委員会教育支援課教育専門指導員
令和 2 年 7 月から 現在まで	人権擁護委員

議案第 8 1 号

海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、下記の者を海老名市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市勝瀬（以下略）

氏 名 猪 熊 政 喜

生 年 昭和 2 8 年

提案理由

現委員猪熊政喜氏の任期満了（令和 6 年 1 2 月 1 9 日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

猪 熊 政 喜 略歴

年月	学歴・職歴
昭和52年 3 月	大学文理学部卒業
昭和52年 5 月	海老名市に奉職
平成17年 4 月から 平成18年 9 月まで	福祉総務課長
平成18年10月から 平成19年 3 月まで	高齢福祉課長
平成19年 4 月から 平成20年 3 月まで	保健福祉部参事兼高齢福祉課長
平成20年 4 月から 平成21年 3 月まで	議会事務局参事兼次長
平成21年 4 月から 平成23年 4 月まで	保健福祉部次長兼福祉事務所長
平成23年 5 月から 平成24年 3 月まで	保健福祉部長
平成24年 4 月から 平成25年 3 月まで	理事兼保健福祉部長
平成25年 4 月から 平成26年 3 月まで	理事（財務・市民福祉担当）
平成26年 3 月	海老名市を退職
平成26年 4 月から 平成27年12月まで	海老名市に再任用
平成28年 4 月から 平成28年 5 月まで	公益社団法人海老名市シルバー人材センター事務局長
平成28年 6 月から 平成31年 3 月まで	公益社団法人海老名市シルバー人材センター常務理事 兼事務局長
平成30年12月から 現在まで	海老名市固定資産評価審査委員会委員
平成31年 4 月から 現在まで	公益社団法人海老名市シルバー人材センター常務理事

議案第 8 2 号

海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、下記の者を海老名市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市国分南二丁目（以下略）

氏 名 海老名 司 郎

生 年 昭和 3 3 年

提案理由

現委員海老名司郎氏の任期満了（令和 6 年 1 2 月 1 9 日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

海老名 司 郎 略歴

年月	学歴・職歴
昭和56年 3 月	大学政経学部卒業
昭和56年 4 月から 昭和63年 9 月まで	民間企業
昭和63年10月から 平成17年12月まで	税理士事務所
平成18年 1 月から 現在まで	海老名税務会計事務所
令和 3 年12月から 現在まで	海老名市固定資産評価審査委員会委員

議案第 83 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市上今泉四丁目（以下略）

氏 名 松 樹 俊 弘

生 年 昭和 48 年

提案理由

現委員松樹俊弘氏の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、再推薦したいため

(参 考)

松 樹 俊 弘 略歴

年月	学歴・職歴
平成 7 年 3 月	大学仏教学部卒業
平成 9 年 4 月から 平成24年 3 月まで	海老名市消防団第 7 分団分団員
平成 9 年 4 月から 現在まで	宗教法人常泉院代表役員（住職）
平成20年 2 月から 令和 2 年 1 月まで	海老名市教育委員会委員
令和 4 年 4 月から 現在まで	人権擁護委員

令和 6 年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

議案第 8 4 号 令和 6 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 8 5 号 令和 6 年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 6 号 令和 6 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 7 号 令和 6 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和6年第4回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期17日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
12月2日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月6日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時
12月9日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
12月10日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
12月12日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
12月13日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
12月16日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
12月18日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分